

9月10日全員協議会報告・9月定例会の報告 その1

9月定例会は9月19日から29日までの会期で開催されました。

- ・全員協議会の報告 (9/10) ……………9～11P
- ・9月定例会 (議案、請願・陳情など) …………… 12～13P
- ・木曽広域連合議会報告…………… 13P

※ 9月定例会の一般質問及び平成25年度決算認定審議、補正予算審議など次号でお知らせします。

9月10日 全員協議会報告

新たな木質バイオマス発電所建設計画

蘭の森地籍での木質バイオマス発電所建設計画は中止となったが、新たな発電所計画について、事業者である(株)大林クリーンエナジーから説明があった。

説明概要

・発電事業者は(株)大林クリーンエナジー(OCE)で、チップ化などは関連事業会社が行う。
 ・建設場所は、蘭、森地籍に隣接する特殊精砥工場と木曾路館を撤去した跡地を予定。
 ・発電所の規模は発電量14.5MW。火力発電燃料は未利用木材、剪定枝、樹皮、製材端材等の木質バイオマス燃料で、年間約15万トン。
 ・発電営業開始は平成29年夏を予定、20年間の運営。
 ・チップ化、乾燥、燃え殻処理などの施設を併設する。
 ・生活環境影響評価は自主アセスにより検討したが、周辺

への影響はほとんどないと判断。(注：森地籍で実施した自主アセスを準用している)

議会とOCEとの質疑応答

坂本議員

Q 発電事業者が代わった経緯は。また、環境アセス資料が前事業者の説明資料と同じものであるが。

A 森地籍での計画でもOCEがタイミングを見て事業主体となる予定でした。今回は初めから事業主体となります。

Q 発電量が前回12MWから14.5MWに、燃料は12万トンから約15万トンに拡大されているが、環境アセスの数値が変わらない理由は。

A 前回の環境アセスの発電プラント条件は、今回の設計計画値と同じになっているためアセスの値が変わることはありません。発電量は計画値で、ボイラー性能により変わるため詳細設計で確定します。

Q 時間排ガス量を9.5万N立米とした根拠は。

A 県の基準値以下となるようプラントメーカーに委託し

て設計します。

Q 15万トンの燃料を継続的に調達できるという根拠は。また、輸入のヤシ殻(PKS)を燃料に使用する可能性は。

A バイオマスヒューエル長野が燃料の数量確認をしています。価格、量などの契約条件を提示はしていませんが、調査を積み重ねた結果、調達可能と判断しています。PKSは低カロリー時に補助的に使う可能性は十分あります。

山崎議員

Q 一連の計画変更について住民への説明が必要だが。

A 森地籍での計画中止を受けて、今回の計画が可能となりました。住民の皆さんには説明会を開催します。

Q 前計画の環境アセスをそのまま流用は出来ない。発電所建設後の環境アセスと公表が必要だ。

A 稼働後にもデータを採用して公表します。

Q 住民・町との公害防止協定を締結して事故等に対応する必要があります。

A 要望があれば協定を準備します。

意見 住民との対話、説明、合意を得る努力を要望する。

伊藤議員

Q 大林クリーンエナジーとしては初めての木質バイオマス発電事業だ。前回計画でも環境問題が大きかった。大丈夫と言われるが、丁寧、慎重な説明が必要だ。

A 環境評価等の説明は丁寧に住民に行います。プラントメーカーに品質保証をさせ、過信しないよう進めます。新エネルギー開発がアドバイザーとなります。

Q チップ化など関連事業の悪臭、汚染、騒音などの環境評価が含まれていないがどうするのか。

A 今回のデータは発電事業のみです。法定の環境影響評価は必要としないが、住民の懸念があるので準備を進めており、事後測定し示します。

Q 排熱の利用方法は。地域へ寄与できることは。

A OCEの売上は発電事業

が基本です。地域の一人として地域活動にも参加する考えです。

Q 雇用規模は何名くらいか。
A 関連事業を含む発電所全体で35〜40人を想定しています。

Q 売電事業だけを行うのか。
A 電気の固定価格買取制度（FIT）を20年間利用して中電、関電などに販売します。

北原議員

Q 町においては大きな民間事業だが、町の考え方はどうか。現状では誘致企業ではないが、今後、公害・環境等の問題が出た場合、地域や組合個人では対応が出来ない。町が窓口になって協定を結ぶなど企業と関係をとってもらいたい。
A 町長
町が企業と協定を結び、環境など心配なことに対応していくことは当然考えています。積極的に今回の事業を誘致するわけではありませんが、今回も個人と個人がやりたいという事業について議員の意見

を聞きたいというのでこの場を設けました。



吾妻木質バイオマス発電所

高橋議長

Q 特殊精砥に経緯説明を伺いたい。
A 特殊精砥社長
当初は森地籍の発電事業計画時に隣接者として説明を受け、焼却時の砂の利用、排熱利用、鉄塔など景観への配慮を要望しました。

7月4日に森地籍計画の中止発表を知り、当社から敷地提供（20年間の賃貸借契約）を打診しました。
現状の課題は、特殊精砥においては、セラミック事業の将来性、鉱山の維持管理への危惧、光熱費の値上がり、施設の老朽化、人材確保の不安

環境への影響などです。ドライブインにおいては、旅行形態の変化やバス運行制度の変化による影響などがあります。発電所とするメリットは、20年以上の土地賃貸契約となること、木曽路館の問題の解決、排熱利用による効果などです。

今後の課題は、従業員の配置転換、土砂販売のみとする鉱山の跡地整備、取引先・地域の理解を得ることです。当面事業は継続しますが、事業変更後は、現在の雇用者をホテル従業員として雇用継続します。

もし破談になった場合には現在の経営を継続していきます。

山崎議員

Q 住民説明会に特殊精砥の参加を願う。
A 住民説明会では先に特殊精砥から経過や考えを説明していただきます。

Q 取水は十分な量を確保できるか。
A 額付川からは取水せず特

坂本議員

Q 環境評価の基準を守り、環境を破壊しないという協定は確実に締結するのか。

特殊精砥が利用している水を利用します。現在は空冷式を検討していますが、慣行水利権の流末における水量を確認します。井戸を掘ることも検討します。

Q 送電線は妻籠地区を通過するが、ルート選定は。
A 送電については関西電力と調整し、工事日程にも反映させています。送電は国道256号を利用し、電柱か地中埋設かを検討しています。国道を管理する事務所と協議しています。

Q 交通量は特殊精砥の分が1日60台、発電所分の1日40台増加ではほぼ増減無しとのことだが、騒音などへの影響はどうなるか。
A 特殊精砥社長
会社では騒音計測などをしているのですが、影響がないかどうか分かりかねます。

松原議員

Q 当初計画における南協からの森林整備についての意向などは、この事業に引き継がれていくのか。
A 資料を確認して答えたいと思います。

この質疑応答の後、町担当課から地元説明会の開催の打診を受け、議会としてこれを行うことを承認しました。

9月16日に蘭地区、その後広瀬、妻籠地区でも開催することとなりました。

※議会での説明資料を希望される方は、議会事務局までご連絡ください。

A 締結します。

坂本議員

Q 南木曾木材工業協同組合との関係はどうなるのか、地域への森林整備への影響をどう考えているか。
A 南協は、前回までは事業推進者でしたが、今回はOC Eが全ての事業の推進者です。南協が推進者として出てこないほうがすっきりすると考えています。また、地域の森林整備を望んでいます。

「7・9南木曾町豪雨災害」への義援金の配分

説明概要

豪雨災害にお寄せいただいた義援金は、8月29日現在合計約9420万円となり、町集計分が約8855万円、県共同募金分が約63万円、日赤県支部分が約502万円である。

9月5日に町、福祉団体、県、日赤などの担当者から成る義援金配分委員会を開催した。一次配分として、約8900万円分を9月下旬から配分する予定である。建物の全壊・半壊などの状態に応じた按分率で算出するが、土地、車両、動産、家財、公共施設への被害は配分の対象にして



梨子沢の現況 (JR 鉄橋付近)

いない。二次配分以降の取り組みも継続して行う。

伊藤議員

Q 按分率の基準はあるのか。
A 日赤の基準があり、被害状況は点数化して判定しています。

坂本議員

Q 宅地の瓦礫の撤去は町で行うとのことだが、建物はどうか。
A 生活環境の保全上の観点から町が瓦礫の除去や土砂の片付けをします。解体は補助対象にはならないが、除却の必要なものは町で除却します。

山崎議員

Q 義援金は生活再建支援法の最大300万円支給とは別枠か。
A 別ということですが。生活支援法の対象は10件です。全壊の場合、通常は基礎額100万円のほかに、解体、補修、3か月以内の買い替え・新築の額に応じて別途最高200万円が支給されます。

早川議員

Q 付属家というのは対象になるか。
A 独立した車庫や倉庫も対象になります。

Q 稼働と非稼働の事業所で金額は同じか。稼働していた事業所には配分を多くすべきでは。
A 稼働・非稼働の区別はしていません。建物被災の状態で判定しています。

Q 被害のあった公共施設は配分の対処となっていないが。
A 全国的に公共施設への例はありません。コミュニティ関係への配分例はあるので、二次配分で検討してはという意見があります。

Q 被害を蒙った農地や作物への配分も検討されたい。
A 人的や建物被害への義援金という理解で進めています。

Q 一定額を一律に配分し、あとは被害の程度に応じて配分する考えもあるかと思う。借家の所有者と借家人の配分比率はどうか。
A 空き家所有者と借家所有者への配分を同じ率とすると、ところから議論を進めました。二次配分については一次配分を踏襲しながら、必要に応じて配分委員会を開くこともあります。

山崎議員

Q 配分金は一時所得となるのか。税金についての説明も必要だ。
A 個人への配分は災害見舞金で非課税となります。被災者にも説明していきます。

高橋議長

Q 多くの議会関係者からも支援を受けているが今後、近隣市町村が被災した場合の町の対応はどうか。
A 受けたご恩に対しては、近隣で災害があった場合などに、町としてできる最大の支援をします。

北原議員

Q 義援金をいただいた方の公表は。
A 個人情報なので公表はできません。

リニア中央新幹線対策

町では、リニア中央新幹線対策協議会を設置しています。協議会では今後起こりうる問題に対し、8月22日付けでJR東海に質問状を提出し、回答を求めています。

9月10日の全員協議会では、町長から次の説明がありました。

9月12日の対策協議会でJR東海がどのような回答をするか注目されていること。開業までの住民のリスクにどう対応するかが町のスタンスであり、同様の考え方の中川村、大鹿村、南木曾町で連携したという意向などです。

JR東海関係者を招いての9月12日の対策協議会の詳細は、後日、町の広報又は議会広報でお知らせしていきたいと思えます。

9月定例会報告

議案

●長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更

佐久市・北佐久郡環境施設組合が10月1日付で加入したため、規約を変更しました。

●町税条例の改正

地方税法、地方税法施行令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、主に次の点が改正されます。

- ①法人町民税の均等割税率を標準税率に引き下げます。これにより、例えば年額6万円の法人では5万円に、14万4千円の法人では12万円に引き下げられます。
- ②法人町民税の法人税割が14・7%から12・1%に引き下げられます。
- ③原付、軽二輪、小型特殊の軽自動車税が、平成27年4月から1.5倍に引き上げられます。

④軽四輪の自家用車の自動車税も、平成27年4月から1.5倍に引き上げられ、自家用以外では1・25倍に引き上げられます。

●企業振興条例の改正

企業が災害等の影響により設備資金や運転資金を借りた場合も町の利子補給金の交付対象とし、災害時における事業者負担の軽減を図ることにしました。

●田立保育園耐震改修等工事請負契約の変更

屋根の塗装などのため約251万円を増額するもので、増額後の金額は約7790万円となります。



改修完了間近の田立保育園

●鳥獣被害対策実施隊設置条例の制定

猟友会や町職員などで「鳥獣被害対策実施隊」を組織し、農林水産業などの被害防止のため、捕獲・駆除・防護を推進するものです。

●財政調整基金の一部取崩し

7・9南木曾町豪雨災害復旧事業の財源の一部として、財政調整基金から5千万円を取り崩して充当します。

●平成26年度一般会計補正予算(第5号)及び簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)、町営妻籠宿有料駐車場特別会計補正予算(第2号)、後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

詳細は次号の広報なぎそ(議会だより)で報告します。

●軽度外傷性脳損傷(MTB)の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情

軽度外傷性脳損傷(MTB)の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情

内容

業務上や通勤災害で軽度外傷性脳損傷となり働けない場合、労災の障害年金が受給できると、また国民、教育機関への啓発・周知すること等を要望するものです。

提出者

軽度外傷性脳損傷(MTB)仲間会 代表 藤本 久美子

結果

趣旨採択

●集团的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情

集团的自衛権の行使等を容認する閣議決定を撤回し、関係法律の改正等を停止することを求めるものです。

提出者

木曾地区労働組合会議 議長 森山 直保

結果

採択・意見書送付

●集团的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願

集团的自衛権に関する閣議決定を撤回し、これにもとづく法整備等を行わないことを要望するものです。

提出者

南木曾九条の会 代表 越 隆太郎

結果

採択・意見書送付

●農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書(案)の採択と政府への働きかけについて

農業協同組合法などの改正に際し、JAの役割を認識した上で、農協組織の自己改革を尊重し、その実現を後押しする内容となるよう要望するものです。

内容

農業協同組合法などの改正に際し、JAの役割を認識した上で、農協組織の自己改革を尊重し、その実現を後押しする内容となるよう要望するものです。

提出者

木曾農業協同組合

代表理事組合長 高橋 徳

結果

採択・意見書送付

**経済観光常任
委員会審査報告**

●南木曾バイオマス発電建設に慎重な対応を求める陳情書

陳情の概要

蘭の森地籍におけるバイオマス計画について、一般住民が企業の計画詳細を知る情報が不足しているため稼働の賛否はできず、公害等の情報も不明のため、南木曾バイオマス発電建設に慎重な対応を求めたものです。

提出者

湯川 健治

結果

不採択

理由

蘭森地籍に計画されたバイオマス発電所建設計画に関する情報の提供と議会の慎重な対応を求める陳情は、建設計画が中止され対象地域が無くなったため。

木曾広域連合議会報告

木曾広域連合議会第3回定例会が8月29日に開催されました。主な内容は次のとおりです。

木曾広域連合議会報告

●木曾地域高度情報化施設の設置及び管理運営に関する条例の改正
テレビのアナログ放送は平成27年4月からなくなり、デジタルになります。その後でも今のテレビで見られるための「セットトップボックス(STB)」の種類や貸し出しなどの料金を改定するものです。(詳しくは広域連合からのお知らせをご覧ください。)

●消防手数料条例の改正
危険物施設設置申請等手数料の改定に係る条例改正です。(郡内に該当する施設はありません。)

職員定数条例の改正

出向などで職員が手薄になるため、消防職員定数を暫定的に増やす条例改正です。

物品購入契約の締結

災害対応のための特殊救急自動車を買入れ、木曾町三岳にある救急分遣所に配備するものです。

平成26年度広域連合一般会計補正予算(第4号)

3486万2千円を追加し、総額29億3141万となりました。主に繰越金の確定による分担金の補正及び災害復旧・対策工事や急を要する修繕に伴う補正です。

平成26年度介護保険特別会計補正予算(第2号)

1億573万2千円を追加し総額4億4431万5千円となりました。主に、繰越金の確定による前年度経費の精算に伴う補正です。

平成25年度木曾広域連合各会計の決算が次のとおり認定されました。

平成25年度木曾広域連合各会計歳入歳出決算

(単位：円)

会計	歳入決算額	歳出決算額	翌年度へ繰り越すべき金額	実質収支額
一般会計	3,726,312,612	3,637,708,405	0	88,604,207
介護保険特別会計	3,801,333,905	3,707,667,404	0	93,666,501
合計	7,527,646,517	7,345,375,809	0	182,270,708

議会の傍聴にお越しく下さい

定例会は年4回(3月・6月・9月・12月)開催されます。

※9月の議会は、2日間で7人の傍聴がありました。



議会傍聴の様子